

食品安全行政

概 要

食品の安全への取組（リスク分析）

リスク分析

- リスク分析とは、国民の健康の保護を目的として、国民やある集団が危害にさらされる可能性がある場合、事故の後始末ではなく、可能な範囲で事故を未然に防ぎ、リスクを最小限にするための考え方

リスク評価

食品安全委員会

- ・リスク評価の実施
健康に悪影響を及ぼすおそれのある物質が食品中に含まれている場合に、どのくらいの確率でどの程度の悪影響があるのか評価

食品安全基本法

リスク管理

厚生労働省

- ・食に起因する衛生上の危害の発生防止
- ・規格・基準が守られているかの監視

食品衛生法等

農林水産省

- ・農林水産物の生産、流通及び消費の改善を通じた安全確保
- ・肥料、農薬、飼料、動物用医薬品等の生産資材の規制 等

農薬取締法
飼料安全法 等

消費者庁

- ・食品衛生に関する規格・基準の策定
- ・食品の表示について基準を設定
- ・表示基準が守られているかの監視

食品衛生法
食品表示法 等

リスクコミュニケーション

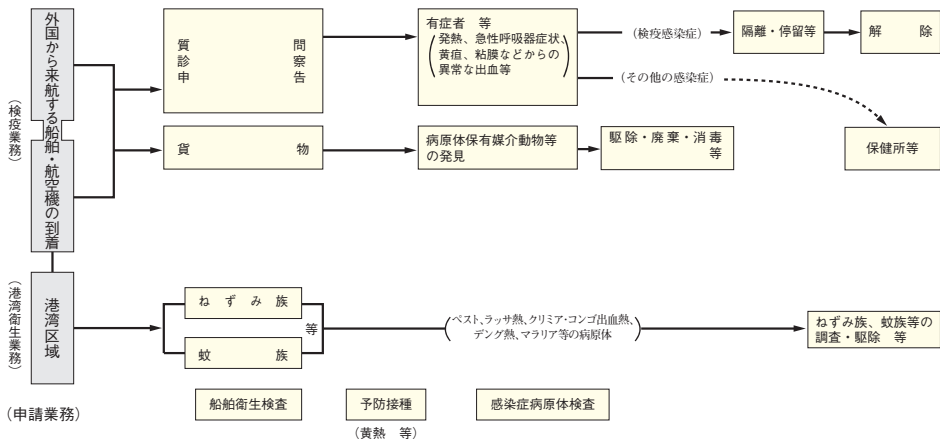
- ・食品の安全性に関する情報の公開
- ・消費者等の関係者が意見を表明する機会の確保

消費者庁が
総合調整

検疫所の業務

概 要

検疫業務の流れ



詳細データ① 検疫所一覧（令和6年4月1日現在）

凡 例	海 港	空 港	計
本所	11	2	13
支所	7	7	14
出張所	62	22	84
合計	80	31	111
検疫港・検疫飛行場数	89	31	120

詳細データ② 検疫実績（令和4年）

検疫船舶数	検疫人員	検疫航空機数	検疫人員
隻	人	機	人
41,247	753,838	107,226	9,890,789

詳細データ③ 輸入食品届出・検査実績（令和4年度）

輸入届出件数	検査件数	検査率	違反件数	違反率
件	件	%	件	%
2,400,309	202,671	8.4	781	0.03

資料：厚生労働省健康・生活衛生局「輸入食品監視統計」

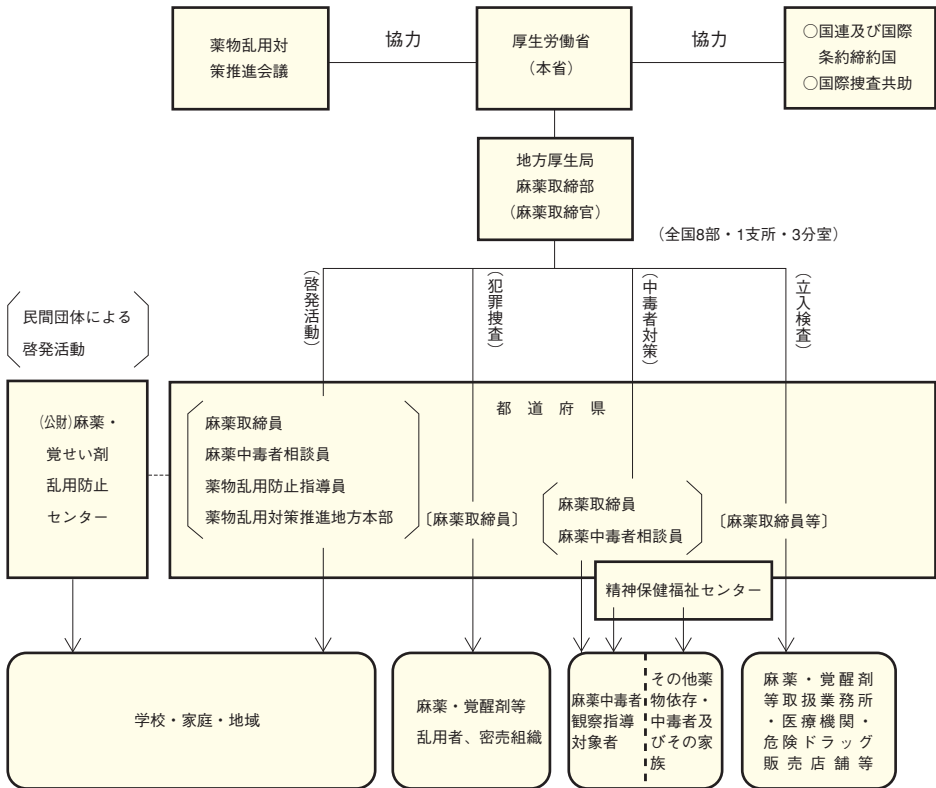
麻薬対策

概要

最近の情勢

- ・我が国では「覚醒剤」「大麻」事犯が薬物事犯の中心（薬物事犯の90%以上）
- ・令和4年の覚醒剤事犯の検挙者は6,289人
- ・令和4年の覚醒剤押収量は475.3kg
- ・大麻事犯の検挙者は5,546人で、前年より減少したが依然として高水準。
- ・令和4年の危険ドラッグに係る検挙人員は312人

薬物乱用防止対策の体系図



がん患者の鎮痛剤などに使用される麻薬や、睡眠薬・抗不安薬などの向精神薬は、医療上重要な役割を持っている一方で、不正に使用された場合、乱用者個人の健康を触むのみならず社会全体にまで著しい悪影響を及ぼす。このため、医療用麻薬の需給の安定を図るとともに、薬物乱用防止対策として、啓発活動の充実、取締りの強化、再乱用防止の推進、国際協力の推進などの各種施策に総合的に取り組んでいる。

詳細データ 薬物事犯の推移

年次	麻薬及び向精神薬取締法		あへん法		大麻取締法		覚醒剤取締法	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
昭和26	1,524	2,208	-	-	18	24	18,711	17,528
27	1,190	1,642	-	-	39	51	21,727	18,521
28	1,030	1,462	-	-	9	9	38,763	38,514
29	1,527	2,092	25	30	16	17	53,221	55,664
30	1,280	1,753	157	181	42	52	30,670	32,140
31	1,060	1,575	128	140	7	7	4,876	5,047
32	1,013	1,365	144	173	25	29	787	781
33	1,616	2,073	63	76	7	13	268	271
34	1,394	1,714	137	147	28	30	332	372
35	1,667	1,987	310	315	9	10	24	26
36	2,023	2,442	190	199	22	24	459	477
37	1,773	2,176	203	208	34	34	530	546
38	2,135	2,571	402	417	144	147	1,061	971
39	707	932	419	425	158	164	973	860
40	1,035	1,090	890	902	255	259	885	735
41	899	974	917	920	157	158	847	694
42	592	658	702	705	201	208	841	841
43	298	361	136	148	392	410	1,091	775
44	210	239	377	377	426	413	915	704
45	245	245	230	230	707	733	2,453	1,682
46	256	229	207	202	831	717	4,431	2,634
47	354	341	253	251	853	726	7,702	4,777
48	455	429	310	287	779	761	14,260	8,510
49	436	436	176	171	771	720	9,771	6,119
50	268	232	158	140	971	909	13,590	8,422
51	195	165	184	185	1,064	960	17,929	10,919
52	131	101	191	191	1,225	1,096	24,022	14,741
53	136	102	140	142	1,711	1,253	30,287	18,027
54	147	103	217	217	1,573	1,314	31,991	18,552
55	241	158	269	264	1,745	1,433	33,808	20,200
56	166	142	261	262	1,696	1,346	36,855	22,331
57	169	100	273	270	1,550	1,244	38,231	23,719
58	129	89	406	408	1,593	1,231	37,562	23,635
59	121	79	191	191	2,151	1,391	37,739	24,372
60	168	138	449	443	1,597	1,273	36,115	23,344
61	166	118	440	397	1,624	1,337	32,664	21,408
62	149	99	398	355	1,732	1,395	31,301	20,966
63	163	163	213	203	2,033	1,570	30,229	20,716
平成元	340	248	186	168	1,815	1,470	23,657	16,866
2	331	113	111	2,091	1,620	20,095	15,267	
3	413	270	120	2,020	1,505	22,047	16,330	
4	485	391	102	2,347	1,639	21,208	15,311	
5	479	353	163	2,871	2,055	21,671	15,495	
6	441	343	254	2,675	2,103	20,056	14,896	
7	572	334	229	2,314	1,555	23,731	17,364	
8	528	343	190	2,098	1,306	26,959	19,666	
9	451	238	222	1,874	1,175	27,152	19,937	
10	565	280	182	2,119	1,316	22,753	17,084	
11	622	286	168	1,764	1,224	24,419	18,491	
12	498	254	122	1,815	1,224	26,227	19,156	
13	586	271	90	2,321	1,525	25,060	18,110	
14	709	327	93	2,677	1,873	23,474	16,964	
15	1,027	530	89	2,925	2,173	20,343	14,797	
16	1,224	635	91	3,125	2,312	17,955	12,397	
17	1,252	606	33	2,951	2,063	20,273	13,549	
18	1,214	611	50	3,369	2,423	17,480	11,821	
19	1,170	542	63	3,338	2,375	17,169	12,211	
20	1,207	601	26	3,927	2,867	16,043	11,231	
21	844	429	34	4,057	3,087	16,468	11,873	
22	669	346	30	3,151	2,367	17,163	12,200	
23	669	346	16	2,402	1,759	17,109	12,083	
24	599	341	8	2,311	1,692	16,689	11,842	
25	920	540	11	2,144	1,616	15,472	11,127	
26	706	452	24	2,416	1,813	15,571	11,148	
27	813	516	7	2,825	2,167	16,168	11,200	
28	878	505	12	3,600	2,722	15,374	10,607	
29	921	505	12	4,192	3,218	14,496	10,284	
30	974	528	7	4,867	3,762	14,289	10,030	
令和元	1,068	558	4	5,652	4,570	12,155	8,730	
2	1,156	638	15	6,213	5,260	12,292	8,654	
3	1,091	639	17	7,169	5,783	11,809	7,970	
4	1,298	783	3	6,888	5,546	9,012	6,289	

資料：厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料。

(注) () 内は、向精神薬事犯で内数である。

水道行政

概 要

水道行政の概要

安全な水道水の安定した供給を確保するため、その水質や施設についての基準、水道事業の経営や管理についての規則などが水道法に定められている。

詳細データ① 令和4年度 水道の種類

(令和5年3月31日現在)

種別	内容	事業数	現在給水人口
水道事業 (法 § 3 (2))	一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業 (給水人口100人以下は除く)		
上水道事業 (法 § 3 (3))	給水人口が5,000人超の水道事業	1,299	1億2,051万人
簡易水道事業 (法 § 3 (3))	給水人口が5,000人以下の水道事業	2,376	162万人
小計		3,675	1億2,213万人
水道用水供給事業 (法 § 3 (4))	水道事業者に対し水道用水を供給する事業	89	—
専用水道 (法 § 3 (6))	寄宿舎、社宅等の自家用水道等で100人を超える居住者に 給水するもの又は1日最大給水量が20 m ³ を超えるもの	8,172	40万人
計		11,936	1億2,253万人

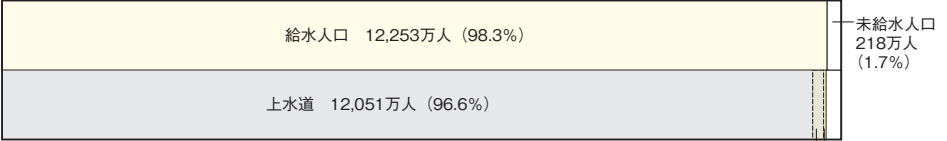
資料：厚生労働省水道課調べ

(注) 令和4年度は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で福島県の一部町村において下記の通り現在給水人口データの提出ができなかった。

- 1 給水区域に避難指示区域等が含まれ、現在給水人口を計上できないもの。
→富岡町、大熊町※、双葉町
※大熊町は、「自己水源のみ」の専用水道の現在給水人口のみを計上。
- 2 避難指示区域外であるが、現在給水人口が算出できないもの。
→広野町、楢葉町

詳細データ② 給水人口内訳

(令和4年度末現在)



資料：厚生労働省水道課調べ

簡易水道162万人 (1.3%)
専用水道40万人 (0.3%)

詳細データ③ 上水道における給水量の推移

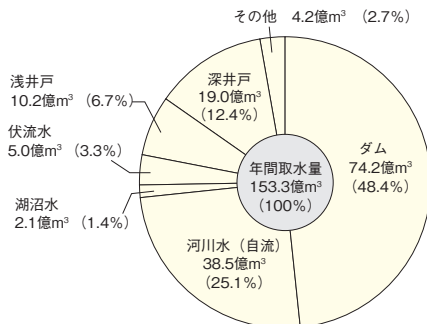
	1975年 (昭和50)	1980 (昭和55)	1985 (昭和60)	1990 (平成2)	1995 (平成7)	2000 (平成12)	2005 (平成17)	2010 (平成22)	2015 (平成27)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
総人口 (千人)	112,279	116,860	121,005	123,557	125,424	126,901	127,709	128,000	127,102	126,437	126,178	125,774	125,177
給水人口 (千人)	88,065	97,620	104,135	108,885	112,496	115,533	117,788	119,505	119,996	121,385	121,351	123,393	122,903
1日平均給水量 (千m ³)	32,871	35,623	39,498	43,348	44,423	44,350	42,932	41,482	39,739	40,288	39,978	40,422	39,962
1人1日平均給水量 (ℓ)	372	361	376	394	391	381	363	346	330	331	328	332	330
1日最大給水量 (千m ³)	42,211	45,500	50,193	54,149	54,635	53,103	50,054	48,149	46,432	45,719	44,693	45,696	44,462
1人1日最大給水量 (ℓ)	480	461	477	493	482	457	423	401	386	375	366	375	366

資料：令和3年度水道統計（日本水道協会）

詳細データ④ 水道水源の種別割合

(上水道事業＋水道用水供給事業の合計)

(令和3年度)



資料：令和3年度水道統計（日本水道協会）

詳細データ⑤ 水質基準項目及び基準値

番号	項 目 名	基 準 値
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg / L以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg / L以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg / L以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg / L以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg / L以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg / L以下であること。
9	亜硝酸態窒素	0.04mg / L以下であること。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg / L以下であること。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg / L以下であること。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg / L以下であること。
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg / L以下であること。
14	四塩化炭素	0.002mg / L以下であること。
15	1,4-ジオキサン	0.05mg / L以下であること。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg / L以下であること。
17	ジクロロメタン	0.02mg / L以下であること。
18	テトラクロロエチレン	0.01mg / L以下であること。
19	トリクロロエチレン	0.01mg / L以下であること。
20	ベンゼン	0.01mg / L以下であること。
21	塩素酸	0.6mg / L以下であること。
22	クロロ酢酸	0.02mg / L以下であること。
23	クロロホルム	0.06mg / L以下であること。
24	ジクロロ酢酸	0.03mg / L以下であること。
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg / L以下であること。
26	臭素酸	0.01mg / L以下であること。
27	総トリハロメタン（クロロホルム、 ジブロモクロロメタン、ブロモジ クロロメタン及びブロモホルムの それぞれの濃度の総和）	0.1mg / L以下であること。
28	トリクロロ酢酸	0.03mg / L以下であること。
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg / L以下であること。
30	ブロモホルム	0.09mg / L以下であること。
31	ホルムアルデヒド	0.08mg / L以下であること。
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg / L以下であること。
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg / L以下であること。
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg / L以下であること。
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg / L以下であること。
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg / L以下であること。
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg / L以下であること。
38	塩化物イオン	200mg / L以下であること。
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg / L以下であること。
40	蒸発残留物	500mg / L以下であること。
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg / L以下であること。
42	(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒド ロ-4, 8a-ジメチルナフタレン- 4a (2H)-オール（別名ジェオ スミン）	0.00001mg / L以下であること。
43	1,2,7,7-テトラメチルピシクロ [2,2,1] ヘプタン-2-オール （別名2-メチルイソボルネオール）	0.00001mg / L以下であること。
44	非イオン界面活性剤	0.02mg / L以下であること。
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg / L以下であること。
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg / L以下であること。
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。
48	味	異常でないこと。
49	臭気	異常でないこと。
50	色度	5度以下であること。
51	濁度	2度以下であること。

（令和2年4月1日から施行）

詳細データ⑥ 浄水処理方法の種別割合（年間浄水量ベース）

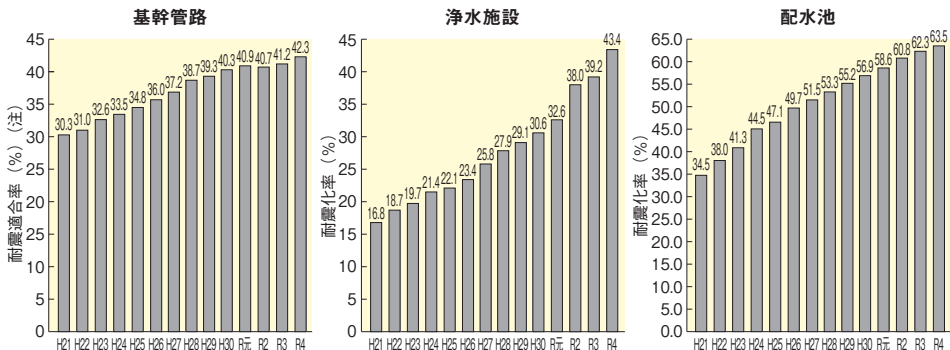
消毒のみ	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	高度浄水処理その他の処理（内数）
16.7%	3.2%	77.4%	2.7%	44.0%

高度浄水処理については、消毒のみ、緩速ろ過、急速ろ過、膜ろ過施設に付随する施設であるため内数で表記。「高度浄水処理・その他の処理」とは、オゾン処理、活性炭処理、生物処理、エアレーション等の処理。

（令和3年度末現在）

資料：令和3年度水道統計（日本水道協会）

詳細データ⑦ 水道における耐震化の状況



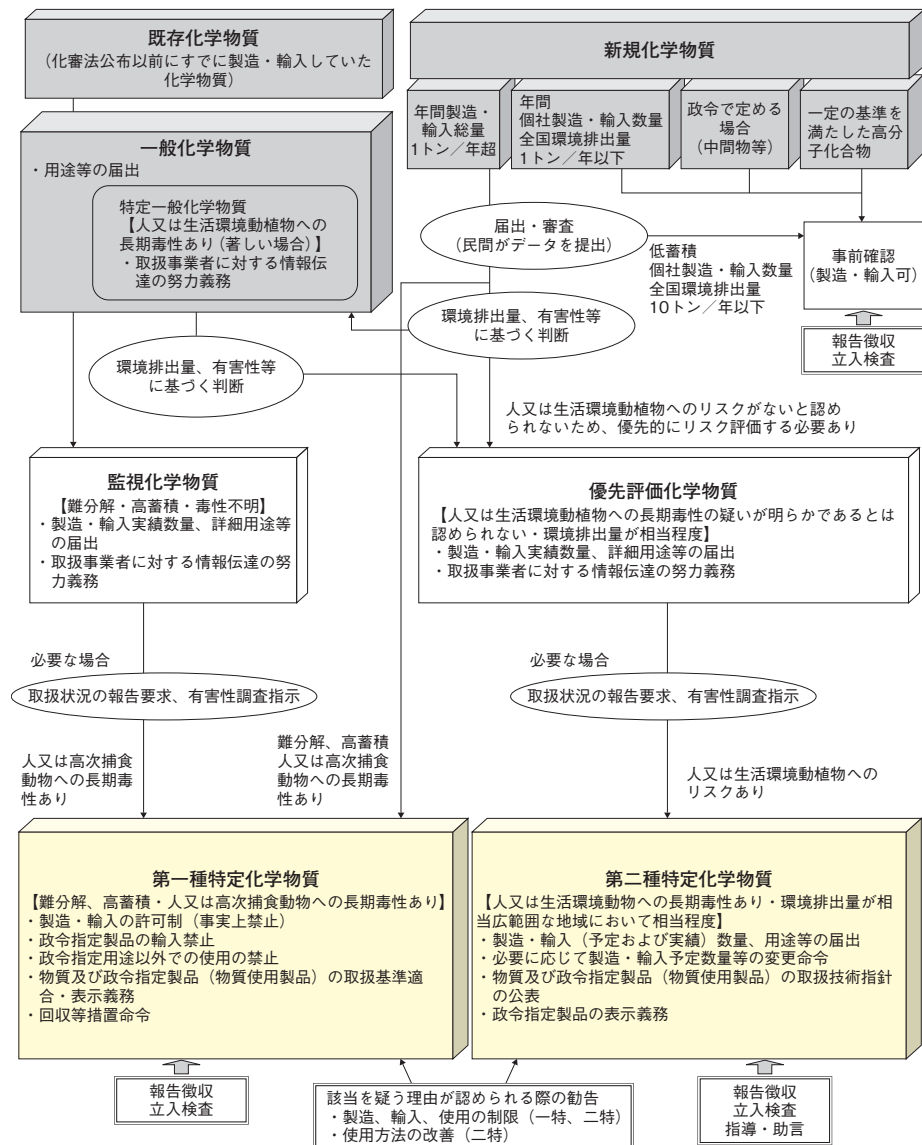
資料：厚生労働省水道課調べ

（注）耐震管＋耐震管以外で地盤の性状を勘案すれば耐震性があると評価できる管の割合

化学物質の安全対策

概要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の概要



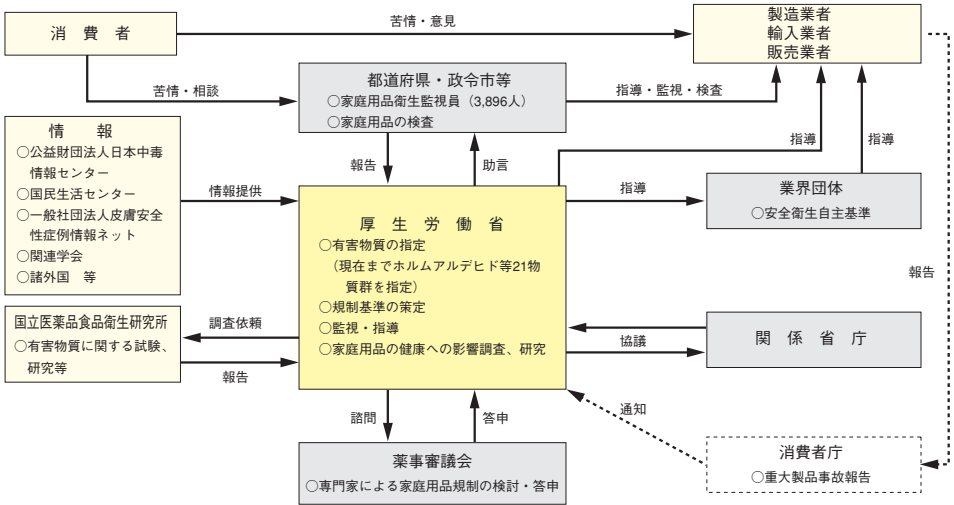
○製造・輸入事業者が自ら取り扱う化学物質に関し把握した有害性情報の報告を義務付け

家庭用品の安全対策

概 要

有害物質を含有する家庭用品の規制制度の概要

衣類等の繊維製品、洗剤、エアゾール（内容成分を微粒子にして空气中に噴霧するもの）製品等の家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を防止するため「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、有害物質を指定し、さらに有害物質を含有する家庭用品について、その含有量等の規制基準を設定することにより家庭用品の安全性の確保を図っている。

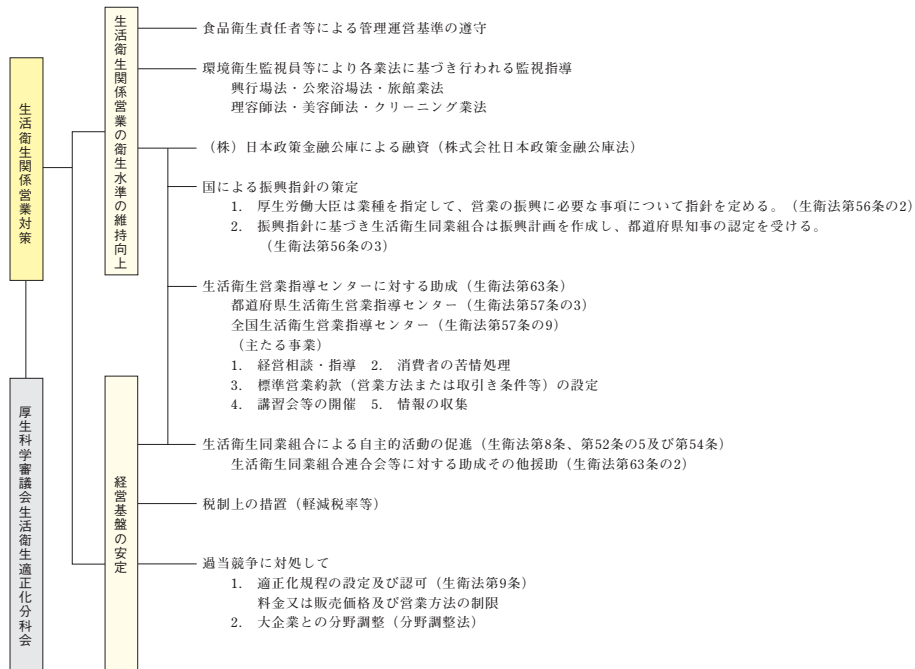


（注） 家庭用品衛生監視員の数は令和4年3月末現在。

※---- 消費生活用製品安全法に基づく。

概 要

生活衛生関係営業振興策の体系図



詳細データ 生活衛生関係営業施設数の推移（実数）

	2007年 (平成19)	2008年 (平成20)	2009年 (平成21)	2010年 ¹⁾ (平成22)	2011年 (平成23)	2012年 (平成24)	2013年 (平成25)	2014年 (平成26)	2015年 (平成27)	2016年 (平成28)	2017年 (平成29)	2018年 (平成30)	2019年 (令和元)	2020年 (令和2)	2021年 (令和3)	2022年 (令和4)
総数	2,535,169	2,506,214	2,482,593	2,423,076	2,426,109	2,407,526	2,393,457	2,377,658	2,366,846	2,350,594	2,344,247	2,335,781	2,329,864	2,309,385	2,280,433	2,257,729
興行場	4,987	4,959	4,921	4,849	4,855	4,806	4,782	4,745	4,785	4,747	4,760	4,776	4,814	4,802	4,809	4,797
再掲 映画館	1,761	1,750	1,702	1,654	1,602	1,539	1,524	1,496	1,490	1,448	1,475	1,468	1,451	1,467	1,464	1,464
スポーツ施設	392	401	394	373	382	373	364	360	355	356	357	360	373	373	378	377
その他の興行場	2,834	2,808	2,825	2,822	2,871	2,894	2,894	2,889	2,940	2,943	2,928	2,948	2,990	2,962	2,967	2,956
旅館業	85,566	84,411	82,952	81,087	81,404	80,412	79,519	78,898	78,519	79,842	82,150	85,617	88,983	89,159	89,715	90,705
再掲 旅館・ホテル営業 ²⁾	61,737	60,449	58,654	56,616	56,059	54,540	53,172	51,778	50,628	49,590	49,024	49,502	51,004	50,703	50,523	50,321
ホテル営業	9,442	9,603	9,688	9,710	9,863	9,796	9,809	9,879	9,967	10,101	10,402	・	・	・	・	・
旅館営業	52,295	50,846	48,966	46,906	46,196	44,744	43,363	41,899	40,661	39,489	38,622	・	・	・	・	・
簡易宿所営業	22,900	23,050	23,429	23,719	24,506	25,071	25,560	26,349	27,169	29,559	32,451	35,452	37,308	37,847	38,593	39,811
下宿営業	929	912	869	752	839	801	787	771	722	693	675	663	671	609	599	573
公衆浴場	28,792	28,523	28,154	27,653	27,557	27,074	26,580	26,221	25,703	25,331	25,121	24,785	24,531	23,954	23,780	23,694
再掲 一般公衆浴場	6,009	5,722	5,494	5,449	5,189	4,804	4,542	4,293	4,078	3,900	3,729	3,535	3,398	3,231	3,120	3,000
個室付浴場	1,367	1,406	1,358	1,364	1,394	1,370	1,384	1,382	1,419	1,432	1,447	1,427	1,435	1,416	1,424	1,415
ヘルスセンター	2,331	2,340	2,355	2,346	2,220	2,337	2,113	2,135	2,192	2,006	1,961	1,900	1873	1,833	1,798	1,745
サウナ風呂	2,334	2,276	2,082	1,975	1,883	1,820	1,686	1,620	1,560	1,482	1,459	1,413	1407	1,365	1,420	1,563
スポーツ施設	3,090	3,241	3,238	3,251	3,255	3,271	3,337	3,313	3,374	3,417	3,444	3,469	3499	3,473	3,424	3,410
その他	13,661	13,538	13,627	13,268	13,616	13,472	13,518	13,478	13,080	13,094	13,081	13,041	12,919	12,636	12,594	12,561
理容所	136,768	135,615	134,552	130,755	131,687	130,210	128,127	126,546	124,584	122,539	120,965	119,053	117,266	115,456	114,403	112,468
美容所	219,573	221,394	223,645	223,277	228,429	231,134	234,089	237,525	240,299	243,360	247,578	251,140	254,422	257,890	264,223	269,889
クリーニング営業	141,190	137,097	133,584	126,925	123,845	118,188	113,567	108,513	104,180	99,709	96,041	91,942	88,105	83,700	80,162	76,300
再掲 クリーニング所 (取次所を除く)	39,632	38,165	37,393	35,330	34,767	33,106	32,005	30,371	29,423	27,847	26,992	25,713	24,727	23,403	22,580	21,299
取次所	101,191	98,586	95,805	90,825	87,386	83,274	79,773	76,341	72,888	69,929	67,110	64,266	61,316	58,138	55,419	52,784
無店舗取次店 ³⁾	367	346	386	770	1,692	1,808	1,789	1,801	1,869	1,933	1,939	1,963	2,062	2,159	2,163	2,217
飲食店営業 ⁴⁾	1,479,218	1,457,371	1,446,479	1,419,489	1,424,504	1,424,792	1,425,737	1,422,809	1,424,920	1,420,492	1,420,182	1,417,904	1,418,627	1,406,938	1,412,954	1,415,983
喫茶店営業	291,587	292,889	285,967	270,933	263,925	249,670	238,510	228,720	220,138	209,604	201,385	194,085	187,373	174,598	100,566	69,260
調理機能を有する自動販売機	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	1,531	3,573
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	62,622	81,416
食肉販売業 ⁵⁾	144,981	141,571	140,065	135,973	137,814	139,223	140,627	141,871	141,996	143,328	144,484	144,963	144,281	151,535	124,162	108,174
氷雪販売業	2,507	2,384	2,274	2,135	2,089	2,017	1,919	1,810	1,722	1,642	1,581	1,516	1,462	1,353	1,506	1,470

資料：厚生労働省政策統計官付参事官付行政報告統計室「衛生行政報告例」

(注) 1) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管内の市町村が含まれていない。

2) 旅館業法の改正（平成30年6月15日施行）により「ホテル営業」「旅館営業」の営業種別が統合し「旅館・ホテル営業」となったため、平成29年度以前の「旅館・ホテル営業」は「ホテル営業」と「旅館営業」を合計した数である。

3) 「無店舗取次店」は営業業者数である。

4) 食品衛生法の改正（令和3年6月1日施行）により、営業許可業種の見直しが行われ、「飲食店営業」の一形態として「喫茶店営業」を統合するとともに、「飲食店営業」又は「喫茶店営業」として取り扱われていた「調理機能を有する自動販売機」を単独の業種として規定し、また、高度な機能を有し屋内に設置された自動販売機は営業届出の対象とした。なお、「喫茶店営業」は、経過措置として旧許可区分で営業を継続することが認められている。このため、令和3年度以降の「飲食店営業」は、令和2年度以前の「喫茶店営業」の一部を含み、令和2年度以前の「飲食店営業」から、「飲食店営業」「調理機能を有する自動販売機」「コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）」に分かれている。また、令和3年度以降の「喫茶店営業」は、令和2年度以前の「喫茶店営業」から、「飲食店営業」「喫茶店営業」「調理機能を有する自動販売機」「コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）」に分かれている。

5) 食品衛生法の改正（令和3年6月1日施行）により、営業許可業種の見直しが行われ、「食肉販売業」として取り扱われていた食肉を容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのまま販売する行為は営業届出の対象とした。このため、令和3年度以降の「食肉販売業」は、令和2年度以前の「食肉販売業」から一部が分かれている。

③

生活環境